

# 「(仮称) 国際交流・多文化共生基本方針検討会議」設置要綱

令和4年(2022年)9月2日 市長室長決裁

## (名称)

第1条 本会議の名称を「(仮称) 国際交流・多文化共生基本方針検討会議」(以下「検討会議」という。)とする。

## (設置目的)

第2条 「(仮称) 国際交流・多文化共生基本方針」(以下「基本方針」という。)の策定に向け、本市の国際化施策推進の目標や取組の方向性について広く有識者、市民等の参加を得ながら検討をしていくため、これらに係る意見交換、助言を行う場として会議を設置する。

## (委員構成)

第3条 検討会議は、10名以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験のある者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

## (設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、委員委嘱日から基本方針の公表日までとする。なお、策定にあたり基本方針の名称に変更が生じた場合においても同様とする。

2 委員は、基本方針が公表されたときは、委嘱を解かれたものとみなす。

## (座長)

第5条 検討会議には座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

2 座長は検討会議の議長として会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議開催)

第6条 検討会議は、総務局国際部長が必要に応じて招集する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

## (謝礼)

第7条 委員に対して、会議1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。

また、検討会議に公共交通機関で出席した委員については、交通費を別途支給する。

## (その他)

第8条 検討会議開催に必要な庶務は、総務局国際部交流課が行う。

2 本要綱に定めのない事項については、座長が検討会議に諮って定める。